# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の県税に係る賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

# 評価実施機関名

岐阜県知事

# 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報		
(別添1)事務の内容		
Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要		
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
IV その他のリスク対策		
V 開示請求、問合せ		
VI評価実施手続		
(別添3) 変更箇所		

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	県税の賦課徴収事務		
②事務の内容 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務  1. 納税者からの申告等による課税業務 2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	税務システム		
②システムの機能	地方税法に基づく個人県民税、法人県民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税等の賦課徴収等を管理するシステムで、下記機能を有する。  1. 課税管理機能: 税額を確定し、納税通知書・納付書等を作成 2. 収納管理機能: 納付・納入された税額による調定額の消込等 3. 滞納管理機能: 滞納事案に対して催告・督促 4. 宛名管理機能: 納税者の各種情報を登録・管理 5. 共通機能: 帳票出力、外部連携、利用者認証、利用履歴取得等		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (国税連携システム )		
システム3			
①システムの名称	国税連携システム		
②システムの機能	国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付するシステムであり、下記機能を有する。  1. データ受信機能: 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領  2. 団体間回送機能: 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ○ ] 税務システム</li> <li>[ ○ ] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)</li> </ul>		
システム4	システム4		
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー		
	個人情報の照会・提供を行う既存(個人番号利用)システムと中間サーバーとの間に介し、スムーズに 連携させるために必要な統合利用番号を生成、管理を行うシステムで、下記機能を有する。		

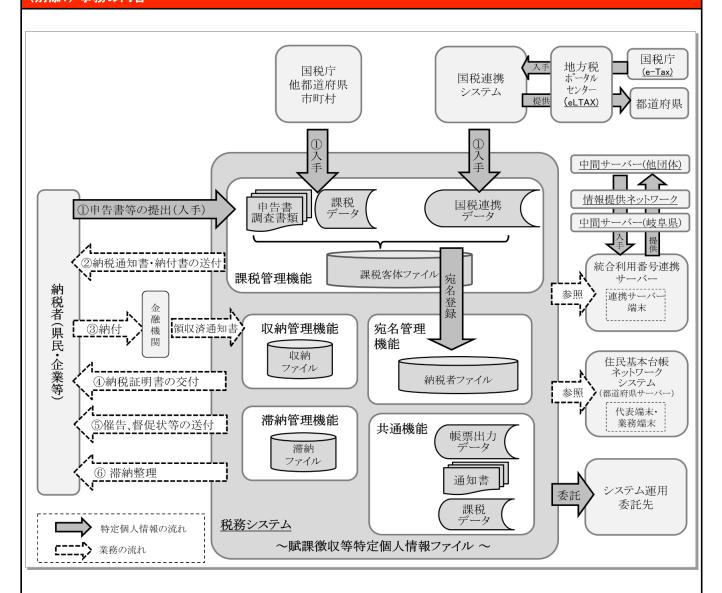
②システムの機能	1. 統合利用番号付番機能: 新規に統合利用番号を付番する機能 2. 宛名情報等管理機能: 宛名情報を統合利用番号、個人番号と紐付して保管し、管理する機能 3. 中間サーバー連携: 中間サーバーからの要求に基づき、統合利用番号にひも付く宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携: 既存システムからの要求に基づき、個人番号又は統合利用番号にひも付く宛名情報を通知する機能		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[O]その他 (中間サーバー、既存業務システム)		
システム5			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。  1. 符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムと介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能		
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
⑤他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [ ]税務システム		
	[ ]その他 ( )		
システム6	システム6		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバー部分について記載)		
	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された 本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新 情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 : 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人 の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保 存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。		

②システムの機能	<ul> <li>本人確認情報の開示</li> <li>法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を創作。</li> <li>地方公共団体情報システム機構への情報照会全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要等でい、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> <li>本人確認情報検索代表端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>本人確認情報整合都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領が、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>	求
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
(の) 他のノスノムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ ] その他 ( )	

3. 特定個人情報ファイル名			
賦課徴収等特定個人情報ファイル			
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 ・このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受信(収受)することとなり、受信(収受)した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。		
②実現が期待されるメリット	行政事務が効率化されるとともに、行政手続の簡素化(添付書類の削減等)により、納税者の利便性向上を図ることができる。		
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表の24の項及び133の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表の38の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条		
7. 評価実施機関における	7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部税務課		
②所属長の役職名	税務課長		

8. 他の評価実施機関

#### (別添1) 事務の内容



#### (備考)

- ① 課税に必要な情報を入手する。
  - ・申告書等の提出、他機関及び国税連携システム等から課税情報を入手する。
  - ・統合利用番号連携サーバーを利用して、障害者福祉及び生活保護・社会福祉関係情報を照会し、税減免のために必要となる情報を入手する。
  - ・必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステム及び統合利用番号連携サーバーを利用して、個人番号、氏名及び住所等を照会し、申告書等の内容を確認する。
- ② ①により賦課決定のうえ、納税者に納税通知書等を送付する。
- ③ 納税者が金融機関等に納付し、県に収納される。納付額が課税額より多い場合は、超過額の還付・充当を行う。
- ④ 納税者からの申請に基づき納税証明書を交付する。
- ⑤ 納税者から期限内に納付がない場合は、催告、督促状等を送付する。
- ⑥ ⑤によっても納付がない場合は滞納整理及び納税相談等を行う。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

# 1. 特定個人情報ファイル名

賦課徴収等特定個人情報ファイル

<b>拠床徴収寺付た個人情報ファイル</b>			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>		
③対象となる本人の範囲	<ul><li>一次 納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者</li></ul>		
その必要性	県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。		
④記録される項目	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>		
主な記録項目	**       ・識別情報         (○] 個人番号       [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)         ・連絡先等情報         (○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)         [○] その他住民票関係情報         (○] 国税関係情報         [○] 国税関係情報       [○] 地方税関係情報       [○] 健康・医療関係情報         [○] 生活保護・社会福祉関係情報       [○] 介護・高齢者福祉関係情報         [○] 生活保護・社会福祉関係情報       [○] 学校・教育関係情報         [○] 定用・労働関係情報       [○] 学校・教育関係情報         [○] その他 (○)       )		
その妥当性	1. 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2. 連絡先等情報: 賦課決定に際しての課税要件の確認、納税通知書等の送付先の確認及び本人への連絡等のために保有 3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報: 地方税の賦課徴収を行うため 5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減額決定を行うため		
全ての記録項	月 別添2を参照。		
⑤保有開始日	平成28年12月26日		
⑥事務担当部署	総務部税務課		

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇]本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 (市町村課、情報システム課、健康福祉部)
①入手元 ※			[O]行政機関·独立行政法人等 ( 国税庁 )
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他都道府県、市町村)
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
			[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手方	法		[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ O ] その他 (国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合利用番号連 ) 携サーバー
			1. 定期的に入手する事務
			・個人事業税の課税に関する事務(年間を通じて日次で入手) ・不動産取得税の課税に関する事務(6月頃、年1回)
③入手の	時期∙	頻度	2. 随時入手する事務
			・申告等を受けた都度
			・課税調査の都度
④入手に	係る妥	当性	県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を入手する。
⑤本人へ	の明示	ŧ	地方税法その他地方税に関する法律及び岐阜県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。
⑥使用目	1的 ※		<ul><li>・県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、法定調書の名寄せや、申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</li><li>・納税者が申告書を提出する際、添付書類が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。</li></ul>
	亦再	 の妥当性	<u>ම</u>
	友丈(		
③###	\ <del></del>	使用部署	税務課、岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所、飛騨県税事務所、自動車税事務所
⑦使用の	ノ土14	使用者数	<選択肢>
			1. 納税者からの申告等による課税業務 ・申告書等、他システム及び他機関から課税情報を入手して、課税標準・税額の決定を行う。
			・納税者に納税通知書等を送付する。
⑧使用方	5法 ※		2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 ・納税者からの申請に基づき納税証明書を交付する。
			3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務・納付がない場合は滞納整理及び納税相談等を行う。
情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※		の突合 ※	・申告書等の内容と、システム内で保有する納税者情報との突合を行う。 ・システム内で保管する納税者情報と、各種機関又は関連システムから入手した情報との突合を行う。
		の統計分析	特定個人情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の 個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
		利益に影響を 身る決定 ※	地方税関係情報及び障害者関係情報等により、地方税の賦課・減額決定、滞納処分を行う。
9使用開始日			平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
T == .		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない	
委託の有無 ※		( 5)件	
委託事項1		税務システム運用業務	
①委詞	托内容	システム運用管理、オペレーション、ハードウェア・ソフトウェア管理及びアプリケーション管理業務	
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者	
	その妥当性	税務システム運用業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委i	托先における取扱者数	<選択肢>	
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ O ]その他 (県庁舎内で取扱いを行う。 )	
⑤委詞	託先名の確認方法	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認できる。	
<b>⑥委</b> 詞	托先名	(株)NTTデータ	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記している。再委託を行う場合は、委託先から再委託の承諾願と、再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、その内容及び過去の実績、他県での実績等を考慮し、再委託の承諾をしている。	
	9再委託事項	上記委託事項と同じ	
委託	事項3	国税連携システム運用業務	
①委詰	托内容	国税連携システムのサービス提供	
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者	
	その妥当性	国税連携システム運用業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委言	託先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ J       [ ] 紙         [ O] その他       (統合行政ネットワーク(LGWAN)	

⑤委託先名の確認方法		岐阜県ホームページの税務課のページにより確認できる。
⑥委託先名		(株)NTTデータ・アイ
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託	事項10	固定資産データ抽出業務
①委詰	<b></b>	市町村の固定資産システムでのデータ抽出
	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	不動産取得税の課税を行う上で必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		<ul><li>[ ]専用線 [ ]電子メール [ O ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li><li>[ ] フラッシュメモ [ ]紙 [ ]その他 ( )</li></ul>
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認できる。
<b>⑥委</b> 詞	<b>毛先名</b>	(一財)岐阜県市町村行政情報センター、日本電子計算(株)
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項13		システム共通基盤の構築及び賃貸借・維持管理業務
①委託内容		機器・ソフトウェアの賃貸借、仮想サーバ提供、遠隔地バックアップ、定期保守、障害対応及び設定変更等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	遠隔地バックアップを行う上で必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。

③委託先における取扱者数		<選択肢>  (選択肢>  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ O ]その他 (県庁舎内で取扱いを行う。 )
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認できる。
<b>⑥委</b> 詞	<del></del>	(株)NTTデータ東海
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記している。再委託を行う場合は、委託先から再委託の承諾願と、再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、その内容及び過去の実績、他県での実績等を考慮し、再委託の承諾をしている。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ
委託	事項14	税務システム関連機器等の賃貸借、設置設定及び維持管理業務
①委詰	<b></b>	機器・ソフトウェアの賃貸借、定期保守、障害対応、設定変更、バージョンアップ等
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	税務システム機器等の賃貸借及び保守業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託 先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 県庁舎内で取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		岐阜県ホームページの公金支出情報から確認できる。
⑥委託先名		(株)JECC
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記している。再委託を行う場合は、委託先から再委託の承諾願と、再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、その内容及び過去の実績、他県での実績等を考慮し、再委託の承諾をしている。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (3)件 []移転を行っている ()件		
是	[ ]行っていない		
提供先1	国税庁		
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号。以下「番号法政令」という。)第21条		
②提供先における用途	国税の賦課徴収及び調査のため		
③提供する情報	課税情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	県税の納税義務者		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙		
	[ ] その他 ( )		
⑦時期·頻度	随時		
提供先2~5			
提供先2	他都道府県、市町村		
①法令上の根拠	·番号法第19条第9号 ·番号法政令第21条		
②提供先における用途	地方税の賦課徴収及び調査		
③提供する情報	課税情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	県税の納税義務者		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
© IAE IVO J /A	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	随時		
提供先3	他都道府県		
①法令上の根拠	·番号法第19条第9号 ·番号法政令第21条		
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収		
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税確定申告書等データ		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	<b>は果じない所得税申告者等</b>				
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	] 専用線		
⑥提供方法	[  ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ ] フラッシュメモリ	[	] 紙		
	[ <b>〇</b> ] その他 ( 統合行政ネットワーク(LGW	AN)	)		
⑦時期·頻度	他都道府県の課税対象者であったことが判明した場合に送付する。				
₩ 対度	他都追府県の課税対象者であったことが判明した	:場台	計に迭付する。		

#### 6. 特定個人情報の保管・消去 ・入退館装置による管理をしている建物の中で、生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ 室)に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室の入退室及びサーバラックの施解錠については、サーバ室の管理者が許可した者に限定し ており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 ・サーバ内のデータは、バックアップとして電子記録媒体に保管し、サーバと同じ建物内に保管する。 ・サーバ内のデータは、県のシステム共通基盤を利用して、出先機関に設置した遠隔地バックアップ サーバに保管する。バックアップサーバの設置場所への入退室は、管理者が許可した者に限定してお り、バックアップサーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 <国税連携システムの国税連携データ受信サーバー> ①保管場所 ※ ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を 行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管する。 ・また、サーバー室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバーへの アクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。 <選択肢> 1) 1年未満 2)1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 20年以上 ] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない 滞納事案への対応及び県税の賦課徴収に関する訴訟等の事務に対応するため、過去の記録を保存す ②保管期間 る必要がある。(業務ごと、データごとに保存期間を定めており、保存期間が一律でないため20年以上に チェックをしている。) その妥当性 <国税連携システム> 国税連携システムの受信サーバーは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になって いる。 ・データについては、岐阜県情報セキュリティポリシーに従い削除する。 ・賃貸借後のハードディスク、故障したハードディスク及び保管期間の過ぎた電子記録媒体は、、「情報資 産の廃棄手順マニュアル」に基づき、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソ フト等を利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、保管期間が過ぎているものについて、外部業者による溶解処理を行 う。 <国税連携システムにおける措置> ③消去方法 ・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去す る。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者におい て、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 7. 備考

#### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【納税者ファイル全記録項目】

#### ■宛名管理

#### 【共通番号】

共通番号,支店番号,氏名名称,氏名名称カナ,市町村コード,住所,開始年月日,性別,真正性確認年月日,真正性確認根拠.根拠元,外字情 報氏名外字数,外字情報住所外字数,外字データレコード数,登録年月日,登録事務所コード,登録税目コード,登録事由コード,異動年月日, 異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード.統合宛名番号.団体統合あて名フラグ

#### 【納税者】

納税者履歴連番,共通番号,法人格コード,氏名名称,支店営業所名,氏名名称カナ,住所コード,郵便番号,住所,番地,方書,電話番号,携帯電話番号,FAX番号,メールアドレス,開始年月日,終了年月日,登録年月日,ユーザID,勤務先法人格コード,代表者/勤務先氏名名称,勤務先支店営業所名,代表者/勤務先氏名名称,力,代表者/勤務先住所コード,代表者/勤務先郵便番号,代表者/勤務先住所,代表者/勤務先番地,代表者/勤務先方書,代表者/勤務先電話番号,気付送付先連番,気付送付先法人格コード,気付送付先氏名名称,気付送付先氏名名称力ナ,気付送付先支店営業所名,気付送付先住所コード,気付送付先郵便番号,気付送付先住所,気付送付先番地,気付送付先方書,気付送付先カスタマバーコード,気付送付先電話番号

#### 【口座】

納税者番号,口座連番,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人,口座状態コード

#### ■個人事業税

#### 【国税申告】

国税データ連番,事務所コード,局署番号,整理番号,利用者識別番号,提出年月日,異動事由,異動年月日,課税年度,申告区分,営業等収入 金額,営業等所得金額,総所得金額,合計所得金額,申告納税額,青色申告特別控除額,郵便番号,市町村コード,住所,住所カナ,月日住所, 屋号,屋号カナ,氏名,氏名カナ,生年月日,職業,青白区分,市外局番,市内局番,加入者番号,開業年月日,廃業年月日

#### 【賦課】

課税番号,事業年,事務所コード,定期随時区分,申告年月日,決議年月日,通知年月日,文書番号,調定番号,国税番号,納期選択区分,法定納期限,納期限,税額,随時稅額,調定額,今年度調定額累計,過年度減額、徵収課稅作成済区分,調定年月日,統計年月,現過区分,主業種区分,国稅業種大分類,国稅業種小分類,青白区分,所得稅区分,配偶者区分,帳票出力区分,分割区分,分割総数,分割本県分数,稅額算出区分,措置法適用区分,処理区分,業種区分,収入金額,所得金額,青色申告特別控除額,非課稅区分,非課稅額,業種稅率,業種別課稅標準総額,業種別課稅標準本県分,業種別稅額,課稅標準総額,課稅標準本県分,事業月数,事業主控除額,事業専従者数,事業專從者控除額,旧非課稅特例控除額,損失繰越控除額,被災損失繰越控除額,資產讓渡損失控除額,譲渡損失繰越控除額,外国所得控除額,所得稅算入額区分,所得稅算入額所得稅專從者数,所得稅專從者控除額,資產讓渡損失控除額,譲渡損失繰越控除額,外国所得控除額,所得稅算入額区分,所得稅算入額所得稅專從者数,所得稅專從者控除額,社会保険収入金額,社会保険所得金額,自由診療所得金額,減免区分,減免額,相続区分,相続関係課稅番号,臨戸調査区分,課免等対象課稅標準額,国稅連携区分,口座振替区分,地域収稅課,市町村コード,住所コード,家屋住宅一戸建棟数,家屋住宅貸間室数。家屋住宅以外一戸建棟数,家屋住宅以外貸間室数,家屋その他土地住宅用契約件数,土地住宅用貸付総面積,土地住宅以外土地貸付件数,不動產貸付収入金額,社会保険診療収入金額,社会保険診療所得金額,自由診療その他所得金額,医療業等収入金額合計,医療業等所得金額合計,措置法適用区分

#### ■不動産取得税

#### 【不動産賦課】

整理番号,事務所コード,登録年月,賦課価格,賦課控除額,賦課免税点未満額,賦課課税標準額,賦課税額,賦課減額,賦課確定額

#### 【不動産明細予定】

整理番号,事務所コード,登録年月,取得年月日,登記年月日,建築年月日,登記番号,地目コード,用途コード,屋根仕上コード,地上階数,地下階数,地積または延床面積,住宅面積,既存住宅面積,取得持分分子,取得持分分母,主体構造コード,再建築費評点数,価格,1㎡当単価,所在地住所コード,所在地郵便番号,所在地住所,所在地地番,所在地方書,地番,登記地目コード,固定台帳価格,家屋番号,1階面積,2階以上面積,地階面積,その他面積,筆戸数,棟数

#### ■自動車二税

#### 【申告書情報】

事務所コード,標識コード,登録番号,申告年月日,申告同日枝番,申告書区分,申告区分,取得原因,自動車税課税区分,取得税課税区分,登録年月日,初度登録年月,用途,種別,営自区分,燃料区分,所有形態,納税義務者郵便番号,納税義務者方書,納税義務者氏名名称カナ,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,車両本体取得価額,取得税課税標準額,取得税税率,取得税税額,低燃費,低公害,自動車税年税額,自動車税課税月数,自動車税税額,グリーン化特例,合計税額,車台番号,納税義務者区分,バス区分,自動車税申告処理事由,取得税申告処理事由,取得税

#### 【身障減免情報】

課税年度,事務所コード,登録番号,標識コード,車検満了年月日,車台番号,課税コード,課税月数,課税番号,課税保留申告処理事由,決議区分,調定額,調定年月日,通知年月日,定期随時区分,年税額,納期限,自動車税減免税額,減額年月日,減免額,減免期間始期,減免期間終期,減免区分,減免申告処理事由コード,減免否認事由区分,減免有無区分,現過区分,申告決議年月日,申告処理区分,申告処理事由.納税義務者氏名,納税義務者住所,納税者番号,身障減免開始年度,身体障害者等氏名,前回申告処理区分,納税証明書発行可否区分,納税証明書発行停止事由コード,納税証明書発行停止年月日,納税証明書発行停止理由,非課税等開始年月日,非課税等申告処理事由コード,OSS受付番号

#### ■収納管理

#### 【収納状況/納税証明書】

納税者番号、氏名名称、住所、事務所、税目、課税年度、状態、課税番号、登録番号、期別、納期限、申告処理区分、申告決議年月日、調定年月日、法定納期限、納期限、特例延長期間、本税未納額計、延滞金未納額計、加算金未納額計、未納額合計、延滞金試算日、調定年月日、当初本税法人県税割、当初法人県均等割、当初延滞金、当初法人事業税、当初法人延滞金、当初過少申告加算金、当初不申告加算金、到初重加算金、現在本税法人県税割、現在法人県均等割、現在延滞金、現在法人事業税、現在法人延滞金、現在過少申告加算金、現在不申告加算金、現在重加算金、収納本税法人県税割、収納法人県均等割、収納延滞金、収納法人事業税、収納法人延滞金、収納過少申告加算金、収納不申告加算金、未納本税法人県税割、未納法人県均等割、未納延滞金、未納法人事業税、未納法人延滞金、未納過少申告加算金、未納本税法人県税割、未納法人県均等割、未納延滞金、未納法人事業税、未納法人延滞金、未納過少申告加算金、未納不申告加算金、未納重加算金、納通等送達区分、通知年月日、納通等文書番号、本税県督促送達区分、本税県督促年月日、本税県督促文書番号、事督促送達区分、事督促年月日、事督促文書番号、催告発付年月日、欠損決議年月日、事欠損決議年月日、猶予終期、猶予事由、法人事業税內訳、振替、利子割控除還付額、利子割控除還付未済額

#### 【渦詚納】

納税者番号,氏名/名称,住所/所在地,事務所,税目,課税年度,期別,課税番号,登録番号,申告処理区分,申告決議年月日,過誤納番号,過誤納発生年度,過誤納発生年月日,還付(充当)予定年月日,過誤納発生理由,過誤納状態,支払年月日,支払通知番号,支払方法,過誤納金額本税,過誤納金額延滞金,過誤納金額過少申告加算金,過誤納金額不申告加算金,過誤納金額重加算金,還付加算金額本税,還付加算金額延滞金,還付加算金額過少申告加算金,還付加算金額不申告加算金,還付加算金額重加算金,還付加算金計算明細,支払年度、支払通知番号,支払年月日,支払金額,支払方法,還付委任状有無,氏名/名称,住所/所在地,金融機関名,店舗名,預金種別,口座番号,口座名義人力ナ,利子割還付額,充当内訳,過誤納金額計,還付加算金額計,還付充当可能金額計,歲入過誤納金額,歲出過誤納金額,充当額,還付額,還付委任状有無

#### ■滞納管理

#### 【滞納情報管理】

納税者番号、電話番号、携帯電話番号、氏名名称力ナ、生/設立年月日、氏名/名称、住所/所在地、携帯会社、納付約束、勤務先等調査結果、預貯金調査結果、固定資産調査結果、記事、事務所、課税番号、課税年度、期別、申告処理区分、本税額、延滞金額、加算金合計額、加算金区分、承継、関連者、税目、登録番号、納期限、申告決議年月日、本税未納額、延滞金未納額、加算金未納額、状況、消滅予定日、折衝履歷、分類、折衝履歷、実施内容、折衝履歷、相手、折衝履歷、内容、折衝履歷、結果、折衝履歷、予定日、折衝履歷、方針、折衝履歷、対応者、財産、調査年月日、財産、区分、財産、種類、財産、換価状態、財産、決議年月日、財産、概要、収納状況、領収年月日、収納状況、収納年月日、収納状況、収納年月日、収納状況、収納年月日、収納状況、収納区分収納状況、合計収納額、収納状況、税目、収納状況、課税番号、収納状況、登録番号、収納状況、課税年度、収納状況、期別、収納状況、申告処理区分、収納状況、申告決議年月日、収納状況、本税収納額、収納状況、延滞金収納額、収納状況、加算金合計収納額、滞納整理区分、財産区分、換価状態、起案日、申告/発付日、通知日、始期、終期/期限、整理番号、取消起案日、取消通知日、未納調定、本税合計未納額、延滞金合計未納額、加算金合計未納額、合計未納額、仮収納有無区分

#### 【財産管理】

納税者番号,事務所コード,財産区分,状態区分,財産調査年月日,債務者氏名名称,債務者住所,記事,金融機関,店舗,預金種別,口座氏名,口座住所,口座番号,預金金額,給与口座,勤務先名称,勤務先住所,給与支給額,電話加入権電話番号,設置場所,保険,契約有無,保険種類,証券番号,保険金額,保険契約者,被保険者,保険金受取人,電話番号,携帯電話番号,生年月日,世帯構成,勤務先\_名称,勤務先\_所在地,所得額,年金所得額,生活保護

#### 【滞納去】

納税者番号,文書止め区分,分納有無区分,滞納整理除外区分,所在調查区分,財産調查区分,携帯電話会社,記事,調查年月日,調查実施,調查結果,氏名名称,住所,差押財産,事件番号,税目コード,担当者,事務所,課税番号,課税年度,期別,引継本税額,引継過少加算金額,引継不申告加算金額,引継重加算金額,引継延滞金額,納税者区分,分納有無,不納欠損有無,差押有無,参加差押有無,交付要求有無,払戻請求書有無,公売有無,差押予告発付,固定資産調查結果,記事,事務所,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,本税額,延滞金額,加算金合計額,加算金区分,承継,関連者,税目,登録番号,納期限,申告決議年月日,本税未納額,延滞金未納額,加算金未納額,状況,消滅予定日,折衝履歷,分類,折衝履歷,実施内容,折衝履歷,相手,折衝履歷,内容,折衝履歷,者未,折衝履歷,予定日,折衝履歷,方針,折衝履歷,对心者,財産,調查年月日,財産,区分,財産,種類,財産,換価状態,財産,決議年月日,財産,収納状況,領収年月日,収納状況,収納年月日,収納状況,収納区分,収納状況,合計収納額,収納状況,稅目,収納状況,課税番号,収納状況,登録番号,収納状況,課税年度,収納状況,期別,収納状況,申告処理区分,収納状況,申告決議年月日,収納状況,本税収納額,収納状況,延滞金収納額,収納状況,加算金合計、納額,滞納整理区分,財産区分,換価状態,起案日,申告/発付日,通知日,始期,終期/期限,整理番号,取消起案日,取消通知日,未納調定,本税合計未納額,延滞金合計未納額,加算金合計未納額,合計未納額,仮収納有無区分

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

賦課徴収等特定個人情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 地方税法等に基づいて提出される申告書は、納税者本人又はその代理人が記載して提出するもので あり、当該申告書においては、当該納税者に関する情報しか入手することはできない 他機関から情報を入手する際は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行われない。 対象者以外の情報の入手を ・住民基本台帳ネットワークシステム等の端末から情報を入手する際は、対象者以外の情報の検索、閲 防止するための措置の内容 覧、利用を禁止している。 ・国税連携システム等の他システムから情報を入手する際は、対象者の情報しか入手は行われないよう システムで制御する。 納税者等が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項 を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手を防止する。 ・他機関から情報を入手する際は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行われない。 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 ・住民基本台帳ネットワークシステム等の端末から情報を入手する際は、事務に関係のない情報の検 索、閲覧、利用を禁止している。 ・国税連携システム等の他システムから情報を入手する際は、法令等により定められた様式に基づく画 面フォーマットで受領することから、必要な情報以外は入手できない。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている Γ 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・納税者等が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等におい て手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であ ると認識したうえで申告書等を提出する。 リスクに対する措置の内容 ・他機関から情報を入手する際は、入手元との協定・ルール等に基づき入手する。 国税連携システム等の他システムから情報を入手する際は、決められた必要な情報しか提供を受け付 けないようにシステムで制御するとともに、情報の暗号化など安全な方法で入手する。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規 則第1条等の規定に基づき、個人番号カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法に ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行 入手の際の本人確認の措置 規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、 の内容 代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権 限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ・他機関及び他システムから情報を入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定 に基づき、本人確認を行ったうえで情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から 入手する際は番号法第16条が適用されない。 本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規 則第1条等の規定に基づき、個人番号カード又は個人番号が記載された住民票の写しにより、個人番号 個人番号の真正性確認の措 の直正性を確認する。 ・他機関及び他システムから情報を入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定 置の内容 に基づき、本人確認を行ったうえで情報を入手していることが前提となっており、本件が当該入手元から 入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確認している。 ・必要に応じて、職員にて収集した情報に基づいて確認し、変更があれば修正することで、正確性を確保 特定個人情報の正確性確保 している。 の措置の内容 ・税務システムでは、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに対して一括照会を行うことで、 特定個人情報の正確性を確保する。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク	
・申告書等を受領した際には、収受印を押印し、税目別に整理して保管する。 ・他機関から電子記録媒体により情報を入手する際は、電子記録媒体内のファイルの暗号化を行うとともに、電子記録媒体の受け渡しに係る記録簿等を作成する。 ・国税連携システム等の他システムから情報を入手する際は、統合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、情報の暗号化や操作者の認証を行う等の措置を講じて入手する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
_		

3. 特定個人情報の使用				
リスク1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置 の内容	統合利用番号連携サーバーにより統合利用番号及び個人番号等を管理するが、対象の事務に必要のない情報にアクセスできないようにシステムで制限する。			
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	税務システム等では県税の賦課徴収事務に必要な情報のみを管理するが、個人番号を用いた事務処 理を行わない担当者からは、個人番号を取り扱うシステム機能を利用できないように制御を行うため、 業務上個人番号との紐付けが必要のない情報と紐付けされることはない。			
その他の措置の内容	事務に必要のないシステムとのデータ連携は制限しており、個人番号との紐付けが必要のない情報と の紐付けをされることはない。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 権限のない者(元職	は員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない			
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限している。 ・個人ごとにユーザIDを割り当て、操作者が特定できるID及びパスワード(一部システムは生体情報)による認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。			
アクセス権限の発効・失効の 管理	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない			
具体的な管理方法	・アクセス権限が必要となった場合は、利用者からの申請と当該職員の職責に基づき、システム管理者が、事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・職員に異動等の事由が生じた場合は、システム管理者は、当該職員の異動等を確認して、遅滞なくユーザIDの失効処理又は権限の変更を行う。			
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない			
具体的な管理方法	・利用者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるように、アクセス権限の管理表により管理する。 ・アクセス権限の管理表は、定期的(年1回)に確認を行い、必要に応じて見直す。 ・アクセス権限の管理表は、当該ファイルにパスワードを付けるなどの改ざん防止を行う。			
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 2)記録を残していない 1)記録を残している 2)記録を残していない			
具体的な方法	・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴は、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 ・操作履歴は、暗号化して保管するなどの改ざん防止や、改ざん検知を行う。			
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムのメニュー画面で、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・システムの操作履歴を取得しているため、事務外で利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知することで、業務外での利用を抑止している。 ・税務事務初任者研修及び職場研修において、事務外での利用の禁止を指導している。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	・システム管理者から許可を得た者以外は、特定個人情報ファイルを複製(バックアップ)できない。 ・職員及び委託先の業務従事者が使用するパソコンは、許可されていない電子記録媒体の接続を禁止 する。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
_				

4. 特	定個人情報ファイル(	り取扱いの委託	;				し」姿託し	au.
委託党 委託党 委託党	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 型約終了後の不正な使用 たに関するリスク	不正な提供に関保管・消去に関す	するリスク	スク				
情報仍	<b>呆護管理体制の確認</b>	協会の「プライバ	「シーマーク」を取	得してし	制に関する条件といるか、又は同等 <i>の</i> 程を確認するととも	D取り組みを行	うっていることを条	件とする。
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制阻	見している	]	<選択肢> 1)制限している		2) 制限していな	()
	具体的な制限方法	の業務従事者を 従事者が、必要	書面にて提出さ 最小限となってい	せて、業 いることを	事者毎にアクセス <b>権</b>	る。その際、物	寺定個人情報を取	り扱う業務
特定個 いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[ 記録を	残している	]	<選択肢> 1)記録を残してい	いる	2)記録を残して	いない
	具体的な方法	ついて、書面に <sup>*</sup> ・県のシステムを	て報告を求めるこ A利用する際は、	こととし、	業日時、作業項目 当該記録は7年間で の操作履歴(アク・ な場所に施錠保管	保管する。 セスログ・操作		
特定個	固人情報の提供ルール	[ 定	めている	]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	情報の提供を禁・委託先から再る	止している。 委託先への情報	是供を、		諾した場合は、	が再委託先へ ・	の特定個人
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	こととし、当該記・電子記録媒体 うとともに、施錠	録は7年間保管 <sup>・</sup> により特定個人情	する。 青報ファィ 器により	マイルを取り扱う作: イルを提供する際に 提供を行う。この際	は、電子記録妙	集体内のファイルの	の暗号化を行
特定個	国人情報の消去ルール	[ 定	めている	]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	·委託先が管理 <sup>·</sup>	する機器等に複写	写した特	電子記録媒体は含定個人情報につい ともに、必要に応じ	ては全て削除	し、その記録(削	除日時、削除
	忍約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[  定	めている	]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	規定の内容	保持、複写又は	複製の禁止、事	<b>務従事</b> 者	用・提供の制限、     への周知、再委記    任等を定めている	Eの禁止、資料		
	E先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[ 十分に	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている いない	2) 十分に行って 4) 再委託してい	
	具体的な方法	護に関する誓約 する。	書を提出させ、そ	の内容	その承諾願と、再多及び過去の実績、	他県での実績	等を考慮し、再委	託の承諾を
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	ている ている	2) 十分である	
特定個	国人情報ファイルの取扱	いの委託における	るその他のリスク	及びその				
_								

			ノンヘテュ	ムを通じた提供を除く。)	し 」提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	「行われるリス	スク		7 No. 10 No. 5	
特定個人情報の提供・移転 の記録 	[ <b>ā</b>	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	記録し、当該・電子記録対記録は7年 <国税連携・国税連携・その際にはける者の名	支記録は7年間保管 媒体により特定個人 間保管する。 システムにおける指 システムにおいて、『 定個人情報(所得税 よ、番号法第19条第	する。 情報ファ	イルを提供する際は、受け び他都道府県との間の連携 データ)の提供を行う。 号法政令第22条等の規定に	が提供する特定個人情報の項目等を渡しに係る記録簿等を作成し、当該 携については、番号法第19条第9号に に基づき、特定個人情報の提供を受 人情報の項目を記録して、7年間保存
ー 特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	載された書 く国税連携: ・国税連携: なく個人情報 な制を整備 ・国税連携:	面の交付を求めるない。システムにおける指システムで提供する服保護委員会に報告していることを確認システムで情報連携安全性及び信頼性	は、『岐 昔置> 特定個/ きする。 を行う場	阜県個人情報取扱マニュア 、情報が漏えいした場合には めに必要な体制を整備する ・合、電子データについては	方法、提供を求める法的根拠等の記 ル』に基づき提供を行う。 おいて、その旨及びその理由を遅滞 とともに、提供を受ける者が同様の 、番号法施行規則第20条第3号の規 、内閣総理大臣が定める基準に
 その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	┗ 供・移転が行	われるリスク		3) 課題が残されている	
リスクに対する措置の内容	うとともに、) ・提供先の特法的根拠等 く国税連携・安全る。で、国税を ・また、関税が びして、 がして、 ののでは、 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでも。 のでも。	施錠可能な堅固な名時定個人情報の使送の記載された依頼だったがはないではいる情でないない。 システムで提供する 信頼性を確保するが 関総 総理大臣が定め は 連携システムにおし	字器 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	り提供を行う。 合に基づく適切なものである 領する。 -タについては、番号法施行 要な基準として、内閣総理ご でで行う。 発言及び他都道府県との間	記録媒体内のファイルの暗号化を行 かを確認するために、提供を求める が表現的第20条第3号の規定に基づく、 大臣が定める基準に従って行うことと の連携については、本県と国税庁及 ためられた情報のみを提供するように
リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしま	うリスク、誤った相手	Fに提供		
リスクに対する措置の内容	員で確認す く国税連携・ 安全性及び する。 ・また、国税 び他都道府	る。 システムにおける抗 ンステムで提供する 信頼性を確保するが 連携システムにおい	計置> 電子デー こめに必 いて、国種	-タについては、番号法施行 要な基準として、内閣総理: 兑庁及び他都道府県との間	寺定個人情報の内容等を、複数の職 「規則第20条第3号の規定に基づく、 大臣が定める基準に従って行うことと の連携については、本県と国税庁及 快められた情報のみを提供するように
リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(含 する措置	委託や情報提	是供ネットワークシス	テムを通		その他のリスク及びそのリスクに対
_					

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・情報照会機能(※1)により、情報提供ネッの発行と照会内容の照会許可用照合リスト報提供ネットワークシステムから情報提供り、番号法上認められた情報連携以外の所リスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録オンライン連携を抑止する仕組みになって(※1)情報提供ネットワークシステムを使斥能。(※2)番号法別表第2に基づき、事務手続人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認言情報へのアクセス制御を行う機能。	ットワークシステムに情報照会ト(※2)との照合を情報提供を許可証を受領してから情報照 許可証を受領してから情報照 会を拒否する機能を備えてる を(※3)では、ログイン時の職 録が実施されるため、不適切な いる。 用した特定個人情報の照会及 きごとに情報照会者、情報提	トットワークシステムに求め、情会を実施することになる。つまらり、目的外提供やセキュリティ員認証の他に、ログイン・ログアな接続端末の操作や、不適切なび照会した情報の受領を行う機供者、照会・提供可能な特定個
リスクへの対策は十分か	נ דאינמס ן	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない:	」 方法によって入手が行われるリスク	3) 味噌が残されている	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・中間サーバーは、特定個人情報保護委員ネットワークシステムを使用した特定個人情会れている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける・中間サーバーと既存システム、情報提供・行政専用のネットワーク(総合行政ネットワ・中間サーバーと団体についてはVPN等の信を暗号化することで安全性を確保してい	会との協議を経て、総務大目 青報の入手のみ実施できるより は置> ネットワークシステムとの間は アーク等)を利用することにより の技術を利用し、団体ごとに通	う設計されるため、安全性が担 、高度なセキュリティを維持した 、安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	L ተ <i>ሽ</i> ሮ <b>ል</b> ବ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人		or process sacre con the	
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・中間サーバーは、特定個人情報保護委員ネットワークシステムを使用して、情報提供個人情報を入手するため、正確な照会対象	員会との協議を経て、総務大目 は用個人識別符号により紐付け 象者に係る特定個人情報を入	けられた照会対象者に係る特定
リスクへの対策は十分か	[ [\lambda] (\alpha) \alpha ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・中間サーバーは、情報提供ネットワークシめ、漏えい・紛失のリスクに対応している(?・既存システムからの接続に対し認証を行組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会系能において自動で削除することにより、特別・中間サーバーの職員認証・権限管理機能実施した職員、時刻、操作内容の記録がもつと連携を抑止する仕組みになっている(※)中間サーバーは、情報提供ネットワー特定個人情報の暗号化を行っており、照会そのため、情報提供ネットワークシステムでも間サーバー・プラットフォームにおける・中間サーバーと既存システム、情報表ットワーク(総合行政ネットワーク(総合行政ネットワーク)を時間サーバーと団体についてはVPN等の信を暗号化することで漏えい・紛失のリスク・中間サーバー・プラットフォーム事業者の対応等であり、業務上、特定個人情報へは	レステムを使用した特定個人性 ※)。 い、許可されていないシステム 結果については、一定期間経 定個人情報が漏えい・紛失ます。 とでは、ログイン時の職員認接続 されるため、不適切な接続。 一クシステムを使用して特定個 は復号されないものとなって は復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって がは復号されないものとなって	ふからのアクセスを防止する仕 過後に当該結果を情報照会機 るリスクを軽減している。 この他に、ログイン・ログアウトを き端末の操作や、不適切なオン 人情報を送信する際、送信する 号できない仕組みになっている。 いる。 、高度なセキュリティを維持した 、漏えい・紛失のリスクに対応し 信回線を分離するとともに、通 トフォームの運用、監視・障害
リスクへの対策は十分か	L TACOO J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	L J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
	L J	<選択肢>	

リスクへの対策は十分か	」 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 「 1)特に力を入れている 2)十分である 3)理題が残されている

### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応
- している。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を
- 確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
  ・特定のプラットでは、特別では、特別では、特別では、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え
- い等のリスクを極小化する。

リスク1: 特定個人情報の漏		<del>'</del> 7			
リヘント 特定個人情報の漏			」 <選択肢>		
①NISC政府機関統一基準群		ではない 	」 1) 特に力を入 3) 十分に遵守	、れて遵守している Fしていない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制		備している	」 1) 特に力を入 3) 十分に整備	れて整備している <u>していない</u>	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[  十分に整	備している	3)十分に整備	れて整備している <u>していない</u>	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[  十分に周	知している	3) 十分に周知	れて周知している していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[  十分に行っ	っている ]	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている ていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容	・サーバの設置場所 ・電子記録媒体の保・個人番号が記載さ ・システムを利用する	管場所は、施錠れた申告書等はるパソコンは、ワ	管理を行う。 、執務室内又は鍵イ イヤーロックにより盗	すきの倉庫に保管す S難防止を図る。	メラを設置して監視を行う。 <sup>-</sup> る。
	・中間サーバー・プラ び施錠管理をするこ 混在によるリスクを『	ットフォームをテ ととしている。ま 回避する。	・一タセンターに構築た、設置場所はデー	し、設置場所への	入退室者管理、有人監視及 用の領域とし、他テナントとの
⑥技術的対策	[  十分に行っ	っている ]	<選択肢> 1)特に力を <i>入</i> 3)十分に行っ	れて行っている ていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容	行う。 ・不正アクセス対策。 ・サーバとクライアン ・システムを利用する。 ・不正通信検知機器 らの遮断等の対策を ・個人番号を取り扱っ	として、県のネット間の通信は暗るパソコンは、ハミ(サンドボックスを速やかに実施するシステムは、専	、ワークにFireWall及 号化(SSL/TLS)す。 ードディスクを暗号付 装置)により、不正な ける。 用パソコンにより、イ	び侵入検知システ. る。 とする。 は通信等を行うパソコ (ンターネットから分	こパターンファイルの更新を ムを導入して管理する。 コンを検知し、ネットワークか 離されたネットワークで利用
	クを効率的かつ包括に、ログの解析を行・中間サーバー・プラ・導入しているOS及	ラットフォームでは ら的に保護する装う。 うットフォームでは びミドルウェアに	tUTM(コンピュータ・ 電)等を導入し、ア・ t、ウイルス対策ソフ	ウイルスやハッキン クセス制限、侵入検 トを導入し、パター:	グなどの脅威からネットワー 知及び侵入防止を行うととも ンファイルの更新を行う。 チの適用を行う。
⑦バックアップ	[  十分に行っ	っている ]		れて行っている ていない	2) 十分に行っている
<ul><li>⑧事故発生時手順の策定・</li><li>周知</li></ul>	[  十分に行っ	っている ]		れて行っている ていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
その内容					
再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号	[ 保管して	[いる]	<選択肢> 1) 保管してい	<u> </u>	 ) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と	と同等の管理を行			NED CANON.
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入 3)課題が残さ	れている 2) れている	) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスク	リスクに対する措置の内容 申告書等が提出される都度、システムに登録されている特定個人情報と内容の確認を行い、必要に応じて特定個人情報を最新の状態に更新する。			
リスク	への対策は十分か	十分である	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	3: 特定個人情報が消	されずいつまでも存在するリス		
消去	手順	定めている	<選択肢> 1) 定めている  2) 定めていない	
	手順の内容	賃貸借後のハードディスク、お の廃棄手順マニュアル」に基 ト等を利用して完全に消去す	運用・保守マニュアルに従い、システムで削除する。 故障したハードディスク及び保管期間の過ぎた電子記録媒体は、「情報資 基づき、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソ 「る。 は、保存期間が過ぎているものについて、外部業者による溶解処理を行	
その他	也の措置の内容			
リスク	への対策は十分か	十分である	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている	
特定個	固人情報の保管・消去に	するその他のリスク及びその	リスクに対する措置	
_				

## Ⅳ その他のリスク対策※

tv (	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	・各事務所及び税務課での特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、税務課が点検を行う。(年1回以上)・個人情報の取扱いについて、「個人情報取扱チェックシート」に基づき、各職員が自己点検を行う。(降月)  〈国税連携システムにおける措置〉・国税連携受信システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期に自己点検を実施することとしている。
<u> </u> ②監査	
具体的な内容	・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、法務・情報公開課が監査を行う。(年1回以上 〈国税連携システムにおける措置〉 ・毎年度、協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。また、地方税共同機構が運営する地 方税ポータルセンタ(eLTAX)については、同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査) を実施している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・	<b>8</b> 免
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	<ul> <li>・税務事務初任者研修において、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。</li> <li>・各事務所では、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づき、個人情報の取扱いり関する研修を実施する。(年1回以上)</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりる。</li> <li>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
①請求先		個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138				
②請求	求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	_				
③手数	<b>数料等</b>	(選択肢>       (手数料額、納付方法:				
4個/	人情報ファイル簿の公表	【 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	【個人情報取扱事務登録簿】 不動産取得税の賦課徴収事務、自動車取得税・自動車税の賦課徴収事務、狩猟税の賦課徴収事務、 軽油引取税の賦課徴収事務、鉱区税の賦課徴収事務、県税に関する不服審査事務、県税の滞納処分 事務、個人事業税の賦課徴収事務、個人の県民税及び市町村民税の徴収事務、大規模家屋等不動産 評価事務、ゴルフ場利用税の賦課徴収事務、県たばこ税(手持品課税)の賦課徴収事務				
	公表場所	岐阜県庁1階 個人情報総合窓口				
⑤法*	<b>冷による特別の手続</b>	_				
⑥個/ 記載等	人情報ファイル簿への不 ፤	_				
2. 程	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先		岐阜県総務部税務課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 058-272-1420				
②対応方法		特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて、対応内容の記録を残す。				

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	県民意見募集(パブリック・コメント)
②実施日·期間	令和元年12月23日から令和2年1月24日までの32日間
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年3月23日
②方法	岐阜県個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施
③結果	岐阜県個人情報保護審査会から、以下の答申を受けた。 【審査会の結論】 岐阜県知事が作成した「県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)」については、特定個人情報保護指 針(平成26年4月特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の2つ の観点から審査したところ、指針に定める実施手順に適合し、かつ、評価書の内容は、指針に定める特 定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であることから、特定個人情報保護評価が適切に行われて いると認められる。 なお、社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、新たな脅威が発生する可能性があるため、評価書の記載 内容について、継続的な検討・見直しに努められたい。 上記答申と、審査会の中で出された意見等を踏まえ、評価書の一部修正を行った。
4. 個人情報保護委員会の	承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

## (別添3)変更簡所

	)変更箇所		-1	100100100	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>I 基本情報</li><li>2. 特定個人情報ファイルを取</li></ul>	産取得税、軽油取引税及び自動車税等の賦課 徴収等を管理するシステムで、下記機能を有す る。(H29.1利用開始予定) 1. 課税管理機能: 税額を確定し、納税通知	徴収等を管理するシステムで、下記機能を有する。  1. 課税管理機能: 税額を確定し、納税通知書・納付書等を作成 2. 収納管理機能: 納付・納入された税額による調定額の消込等 3. 滞納管理機能: 滞納事案に対して催告・督促 4. 宛名管理機能: 納税者の各種情報を登録・管理	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 鷲見 正己	税務課長 村田 嘉子	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項10 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[ ]専用線 [ ]電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他()		事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
平成29年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	[ ]専用線 [ ]電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [O]紙 [ ]その他 ( )	[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録 媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]フラッシュ メモリ [O]紙 [ ]その他( )	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消	アクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 ・サーバ内のデータは、バックアップとして電子記録媒体に保管し、サーバと同じ建物内に保管する。 ・電子記録媒体の一部は、委託先が管理する、遠隔地のメディア専用保管庫に保管する。・サーバ内のデータは、県のシステム共通基盤を利用して、出先機関に設置した遠隔地バックアップサーバに保管する。バックアップサーバの設置場所への入退室は、管理者が許可した者	・サーバ室の入退室については、サーバ室の管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 ・サーバ内のデータは、バックアップとして電子記録媒体に保管し、サーバと同じ建物内に保管する。 ・サーバ内のデータは、県のシステム共通基盤を利用して、出先機関に設置した遠隔地バックアップサーバに保管する。バックアップサーバの設置場所への入退室は、管理者が許可した者に限定しており、バックアップサーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。  <国税連携システムの国税連携データ受信サーバー> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・必要に応じて、職員にて収集した情報に基づいて確認し、変更があれば修正することで、正確性を確保している。 ・税務システム(新)では、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに対して一括照	・入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確認している。 ・必要に応じて、職員にて収集した情報に基づいて確認し、変更があれば修正することで、正確性を確保している。 ・税務システムでは、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに対して一括照会を行うことで、特定個人情報の正確性を確保する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	Ⅳ その他のリスク対策	行う。(四半期ごと) <国税連携システムにおける措置> ・ 略	<ul> <li>略</li> <li>個人情報の取扱いについて、「個人情報取扱チェックシート」に基づき、各職員が自己点検を行う。(隔月)</li> <li>(国税連携システムにおける措置&gt;</li> <li>略</li> <li>ぐ中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>略</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	∨ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	の賦課徴収事務、県税に関する不服審査事 務、県税の滞納処分事務、個人事業税の賦課	徴収事務、軽油引取税の賦課徴収事務、鉱区 税の賦課徴収事務、県税に関する不服審査事 務、県税の滞納処分事務、個人事業税の賦課 徴収事務、個人の県民税及び市町村民税の徴 収事務、大規模家屋等不動産評価事務、ゴル	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	り扱う事務において使用する	個人情報の照会・提供を行う既存システムと中間サーバーとの間に介し、スムーズに連携させるために必要な統合利用番号を生成、管理を行うシステムで、下記機能を有する。	個人情報の照会・提供を行う既存(個人番号利用)システムと中間サーバーとの間に介し、スムーズに連携させるために必要な統合利用番号を生成、管理を行うシステムで、下記機能を有する。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]その他(国税連携システム、自動車OSS県	ネットワークシステム、統合利用番号連携サー	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日		岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13 ⑤委託先名の確認方法	岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日		岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	アルに従い、システムで削除する。 ・賃貸借後のハードディスク、故障したハードディスク及び保管期間の過ぎた電子記録媒体は、「情報資産の廃棄手順マニュアル」に基づき、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、保管期間が過速を行う。  <国税連携システムにおける措置> ・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。  〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出して	理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、保管期間が過ぎているものについて、外部業者による溶解処理を行う。  〈国税連携システムにおける措置〉・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。  〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消	へ送受信し職務の用以外の用に供する目的 で個人の秘密が記録された電磁的記録を収 集。		事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	1 平成27年度事案 次のとおり情報漏えいの防止を徹底。 ・電子メール誤送信防止システムによる第 三者同報の強化。 ・電子メール送信履歴の収集。 ・外部記録媒体管理ソフトにより無許可の 外部記録媒体の利用をシステム的に制限。 ・外部記録媒体の利用履歴の収集。 2 平成28年度事案 次のとおり再発防止を徹底。 ・入退室管理簿により個人情報の保管場 所への入退室を記録・管理。 ・ファイルタイトル及び廃棄予定年月日に ついて、文書管理システムの廃棄結果表と現物 との 突合を行い、公文書の誤廃棄を防止。		事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年11月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	を含む。)に関する事務 ・地方法人特別税等に関する暫定措置法による 地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特	は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	1 基本情報 5. 個人番号の利用 注会 Lの相切	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 並びに別表第一の16の項及び89の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 並びに別表第一の16の項及び99の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠		・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行令(平成二 十六年政令第百五十五号。以下「番号法政令」 という。)第21条	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第12号 ・番号法政令第26条及び別表第8号	·番号法第19条第9号 ·番号法政令第21条	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第12号 ・番号法政令第26条及び別表第8号	・番号法第19条第9号 ・番号法政令第21条	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 く。) リスク1:不正な提供・移転が 行われるリスク	書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施 行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報 の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年11月1日	、。) リスク1:不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	・国祝連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条	を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年11月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。て、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	クシステムを通じた提供を除 く。)	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定	<国税連携システムにおける措置>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	IV その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	<国税連携システムにおける措置> ・毎年度、協議会による情報セキュリティ監査が 実施されている。また、一般社団法人地方税電 子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ (eLTAX)については、協議会において、毎年 度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施し ている。	<国税連携システムにおける措置> ・毎年度、協議会による情報セキュリティ監査が 実施されている。また、地方税共同機構が運営 する地方税ポータルセンタ(eLTAX)について は、同機構において、毎年度、情報セキュリティ 監査(外部監査)を実施している。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク入手の際の本人確認の措置の内容	施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税		事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシス テム リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に 基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提 供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト 化したもの。	(※2)番号法別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和1年11月1日		岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の24の項及び132の項	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の28の項	・番号法第19条第8号及び別表第二の38の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年11月1日	1 奉本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	れらの法律に基づく条例又は特別法人事業税 及び特別法人事業譲与税に関する法律による 地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	[〇]宛名システム等	[ ] 宛名システム等	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ③他システムとの接続	[ 〇 ] 税務システム	[ ]税務システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 並びに別表第一の24の項及び132の項	第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 並びに別表の24の項及び133の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(令和26年内閣	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の38の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	・統合利用番号連携サーバから税務システムへ 特定個人情報を入手 ・住民基本台帳ネットワークシステムから税務シ ステムへ特定個人情報を入手 ・税務システムから納税者へ納税通知書・納付 書に特定個人情報を送付	・業務の流れとして統合利用番号連携サーバを参照 ・業務の流れとして住民基本台帳ネットワークシステムを参照 ・業務の流れとして納税者へ納税通知書・納付書を送付	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報ファイルの 入手・使用 ①入手元	情報企画課	情報システム課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	[ 〇 ] フラッシュメモリ	[ ] フラッシュメモリ	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の提供・移 転 ⑥提供方法	[ 〇 ] フラッシュメモリ	[ ] フラッシュメモリ	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	(株)NTTデータ	(株)NTTデータ・アイ	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	岐阜県ホームページの税務課のページにより 確認できる。	岐阜県ホームページの公金支出情報から確認 できる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項10 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[ 〇 ] フラッシュメモリ	[ ] フラッシュメモリ	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項14	新税務システム関連機器等の賃貸借及び維持 管理業務	税務システム関連機器等の賃貸借、設置設定 及び維持管理業務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項14 ⑥委託先名	NTTファイナンス(株)	(株)JECC	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	理者が許可した者に限定しており、サーバへの	・入退館装置による管理をしている建物の中で、生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室の入退室及びサーバラックの施解錠については、サーバ室の管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	・データについては、岐阜県情報セキュリティポ リシー従い削除する。	・データについては、岐阜県情報セキュリティポ リシーに従い削除する。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	カード(、通知カード)と運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード(、通知カード)と運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と	施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しにより、個人番号の真正性を確認する。	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード又は個人番号が記載された住民票の写しにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	く。) リスタ1、 ままが担併。移転	の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を	・その際には、番号法第19条第9号、番号法政令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消	・サーバの設置場所は、ICカードにより入退出	・サーバの設置場所は、生体認証により入退出 管理を行うとともに、監視カメラを設置して監視 を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	岐阜県庁2階 個人情報総合窓口	岐阜県庁1階 個人情報総合窓口	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月21日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	平成27年1月6日から平成27年2月5日までの31 日間	令和元年12月23日から令和2年1月24日までの 32日間	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年3月5日から平成27年4月23日まで	令和2年3月23日	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和6年11月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	ろじめり、その内谷についても週ヨじめると認	【審査会の結論】 岐阜県知事が作成した「県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)」については、特定個人情報 保護指針(平成26年4月特定個人情報保護委 員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及 び妥当性の2つの観点から審査したところ、指 針に定める実施手順に適合し、かつ、評価書の 内容は、指針に定める特定個人情報保護評価 の目的等に照らし妥当であることから、特定個 人情報保護評価が適切に行われていると認め られる。 なお、社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、新 たな脅威が発生する可能性があるため、評価 書の記載内容について、継続的な検討・見直し に努められたい。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	1 - 基本情報   1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   ②事務の内容	れらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。